

労働条件の改善による新規就業者の確保

1. 松江森林組合(松江市)

【管轄】松江市一円
 【民有林面積】23,814 ha
 【設立】H5年に7組合が合併し設立
 【現場作業員】24名(事務員除く)(組合員 6,765名)
 【主な事業量】原木生産量 2,808m³
 植林・保育面積 152ha

2. 取組の背景及び概要

【背景】

スギ・ヒノキの人工林が主伐期を迎えており、森林組合だけでは小規模な面積しか対応できないことから、他の事業体と連携して大規模な作業体系に対応できる体制を構築。

その中で森林組合が主たる役割を担う植林と、その後の保育作業を行う労働力(現場作業員)の確保が課題。

そのためには新規就業者を確保する必要があり、労働条件の改善が急務。

【取組内容】

- (1)R5年度に現場作業員の給与体系を見直して、目標としていた県内建設業平均(3,206千円)を超える3,544千円に設定し、従来と比較して給与水準を約15%引き上げ。
- (2)初任給の見直しも併せて行って、目標としていた県内建設業の平均初任給(173.1千円)を超える月額193,000円(高校卒業程度)に設定し、従来と比較して約12%の引き上げ。
- (3)ハローワークや農林大学校、高校へ向けて労働条件改善内容を周知。



植林作業

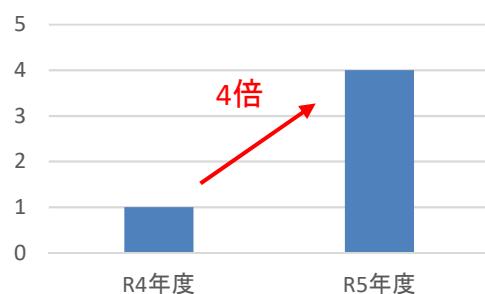


下刈り作業

3. 取組の成果

- (1)給与水準の引き上げにより、現場作業員の仕事への意欲の高まりとともに、組合員所有山林への植林面積がR4年度実績3haに対して、R5年度は10ha(見込含む)に増加。
- (2)新規就業者は、R4年度に1名、R5年度は4名となり、大幅に増加。

新規就業者数(人)



引き続き新規就業者を採用し、生産体制を強化することで、事業量の拡大につなげていきたい。

～ 松江森林組合 代表理事専務 古曳正樹～

4. 課題と今後の取組方向

- (1) 現場作業員のモチベーションを更に高めるため、給与水準の引き上げに加え、「しまね林業士制度」*等を活用した技能手当の導入を検討。
- (2) R5年度に土曜日休日を月2回から3回に増やし、さらに完全週休2日制へ移行検討。

*しまね林業士制度

H30年制定の県の登録制度。准しまね林業士、初級、中級、上級からなり、各事業体において登録者の昇給・昇任や手当の支給等に活用。